

独立行政法人勤労者退職金共済機構の
不要財産の国庫納付について

勤退共発第 50 号
平成 23 年 7 月 12 日

厚生労働大臣 細川 律夫 殿



独立行政法人
勤労者退職金共済機構
理事長 額 賀



不要財産の譲渡収入による国庫納付における認可申請について

独立行政法人通則法第 46 条の 2 第 2 項及び同法附則第 3 条の規定により、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入からの国庫納付を行うことについて別添のとおり認可申請をいたします。

(別添)

不要財産の譲渡収入による国庫納付申請（通知）書

1. 不要財産の内容

(1) 区分及び種類 土地

(2) 所在及び地積 川越市大字山田字西町 919 番 4 1696.00 m²

川越市大字山田字西町 888 番 2 266.00 m²

川越市大字寺山字東田 843 番 2 342.00 m²

2. 不要財産と認められる理由

別紙平成 23 年 2 月 1 日付け厚生労働省発基 0201 第 5 号のとおり

3. 不要財産の価格

(1) 取得時帳簿価格 126,700,000 円

(2) 譲渡時帳簿価格 126,700,000 円

4. 譲渡収入額

69,700,000 円

5. 譲渡に要した費用

(1) 費目及び金額

雑役務費 不動産鑑定費用 1,779,750 円

売却支援業務に係る媒介手数料 73,185 円

(2) 合計額 1,852,935 円

6. 出資（支出）額

(1) 出資（支出）額 11,891,365 円

(2) 出資（支出）された会計名 一般会計

7. 譲渡の方法

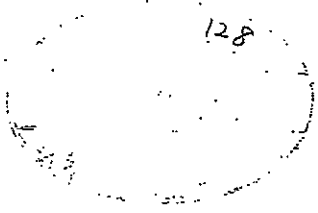
一般競争

8. 譲渡した時期

平成 21 年 2 月

9. 国庫納付予定時期

平成 23 年 9 月



厚生労働省発基 0201 第 5 号
平成 23 年 2 月 1 日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
理事長 額賀 信 殿

厚生労働大臣
細川 律夫

独立行政法人勤労者退職金共済機構が独立行政法人通則法の一部を
改正する法律施行日前に行った財産の譲渡について

標記の件について、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 22 年
法律第 37 号）附則第 3 条の規定に基づき、政府出資等に係る不要財産の譲渡
に相当するものとして下記のとおり定めます。

記

平成 21 年 3 月 19 日に譲渡した、埼玉県川越市大字寺山字東田 843-2、
埼玉県川越市大字山田字西町 888-2 及び埼玉県川越市大字山田字西町 9
19-4 の土地